

令和4年1月13日
内閣府地方創生推進室

地方創生支援事業費補助金（地方公共団体における持続可能な開発目標の達成に向けた取組の推進事業）（広域連携SDGsモデル事業分）の取扱いについて

I. 基本的な考え方

本補助金は、SDGsを原動力とした持続可能なまちづくりを促進するため、小規模な地方公共団体等が広域で連携し、SDGsの理念に沿って地域のデジタル化や脱炭素化等に取り組み、地域活性化を目指す好事例を「広域連携SDGsモデル事業（以下、「モデル事業」という。）」として支援するものである。

II. 補助対象事業

補助対象事業は、SDGsの達成に向けて、経済、社会及び環境の三側面を不可分のものとして調和させ、統合的に取り組むことにより相乗効果を創出し、自律的好循環の形成に資する先進的で他のモデルとなる事業及びその取組や成果等について国内外へ普及啓発を行う事業とする。

III. 事業主体

補助事業の事業主体は、モデル事業を実施する地方公共団体とする。

IV. 補助金交付金額・対象経費について

モデル事業への補助金交付金額は、以下の1（1）又は1（2）にある金額を上限とする。【※】（後記VII参照。以下同じ。）

対象経費は、2のとおり。

1. 補助金交付金額・補助率

（1）複数の市区町村が連携して実施する事業

1件当たり事業費3,000万円（国費2,000万円）を上限とした定率補助【※】
(補助率2／3)

（2）都道府県及び複数の市区町村が連携して実施する事業

1件当たり事業費6,000万円（国費3,000万円）を上限とした定率補助【※】
(補助率1／2)

2. 対象経費

（1）モデル事業達成のための計画策定、多様なステークホルダーと連携するための体制づくりや計画策定、及び事業主体が行う取組の普及啓発に要する全体的な経費

（対象経費の具体例）

(案)

- ・事業構想、計画策定のための経費
- ・事業推進主体組織形成経費
- ・外部人材招聘経費、その他関係する人材確保等関係経費（人材マッチング等）
- ・普及啓発イベント開催経費

（2）モデル事業の達成に向けた工事、機械装置購入等の個別の事業経費

（対象経費の具体例）

- ・事業設備、機械装置導入経費
- ・施設の新築・増改築等の事業拠点整備経費
- ・試作・実証経費
- ・人材育成経費
- ・システム開発経費

3. 対象とならない経費

地方公共団体が当然負担すべき経常的な経費等は原則として対象外とする。
また、事業者等に一括委託する外注経費も、原則対象外とする。

（対象外経費の具体例）

- ・一括委託する外注経費
- ・用地の取得や造成に要する経費
- ・人件費（申請団体の職員の人件費）
※地方公共団体職員の人件費を対象外とするものであり、委託事業において、委託費の中に事業実施のための人件費相当が含まれていても、人件費であることをもって対象外とはしない。
- ・モデル事業に直接関係の無い会議（学会、講演会等）の参加のための旅費
- ・既存施設の単なる修繕や維持管理に要する経費
- ・地方公共団体が当然備えているべき機器、汎用性の高い備品（パソコン、机、椅子、事務機器等）、車両などの購入費
- ・モデル事業実施中に発生した事故・災害の処理に要する経費
- ・国の補助金を受けている又は受けることが確定している事業に要する経費
- ・その他、モデル事業の実施に関連性のない経費

4. 他の国庫補助金等との関係

- （1）対象経費を明確に切り分けているものであれば、他の国庫補助金等（地方創生推進交付金など）と併せて有効活用することは、可能である。
- （2）他の国庫補助金等の対象となる可能性のある事業については、他の補助制度の活用

(案)

を優先するものとし、本補助金の対象としない。

V. モデル事業の補助対象年度及び対象期間

- (1) 補助対象年度は、交付決定年度の1年度のみである。
- (2) 対象期間は、交付決定から交付決定年度内に執行される予定の事業を対象とする。

VI. 事業内容の変更について

本補助金交付決定後、何らかの事由により事業内容を変更する必要があるときは、迅速かつ事前に内閣府地方創生推進室に必ず相談すること。

VII. 補助金交付金額について

本補助金の交付金額は、IVに記載する金額を上限として、内閣府地方創生推進室において措置される予算の範囲内で交付するものである。(令和3年度補正予算概算要求額：1.0億円)

上限額及び内訳は、予算措置後、事業主体宛て改めて通知する。

VIII. スケジュール（予定）

5月中旬	広域連携SDGsモデル事業選定
5月中旬以降	広域連携SDGs補助金 交付申請 広域連携SDGs補助金 交付決定

以上